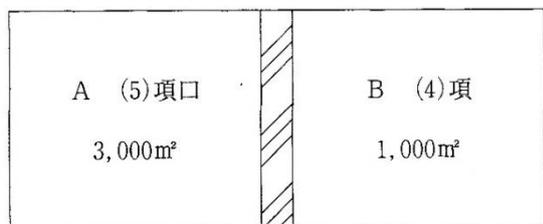


1 令第8条の規定については、次によるものとする。

(1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

[例] <全体としては(16)項イ4, 000㎡>

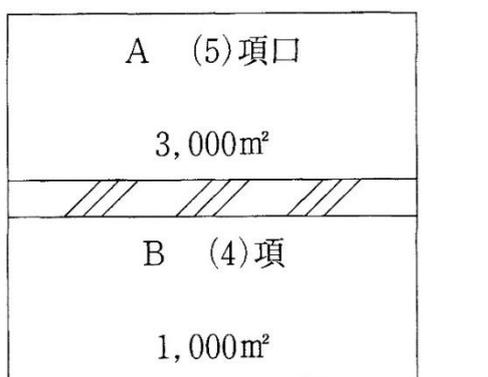


注) 

開口部のない耐火構造の壁 (以下同じ。)

※ A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が耐火建築物であること。(以下同じ。)

[例] <全体としては(16)項イ4, 000㎡>

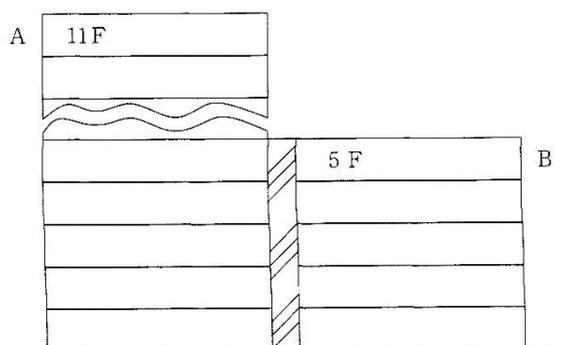


※ Bは耐火建築物であること (以下同じ。)

A→延べ面積3,000㎡の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B→延べ面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

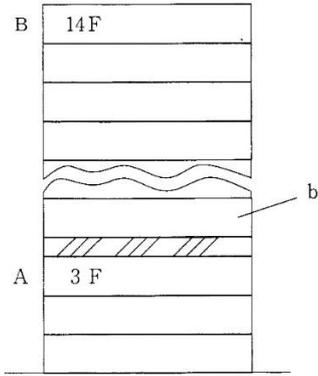
(2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

[例]



A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B→階数5の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

[例]



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

(3) 令8区画の構造等及び令8区画を貫通する配管等

令8区画の構造等及び令8区画を貫通する配管等の取扱いについては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」によること。

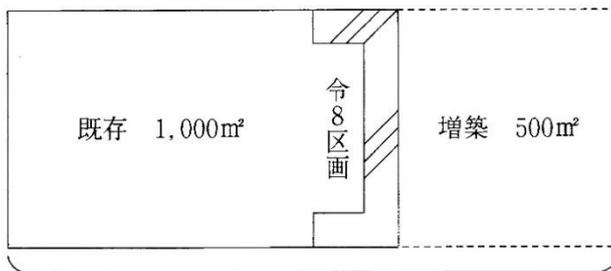
2 留意事項

(1) 令第8条の規定は、令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。

(2) 令第8条により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、防火上完全に安全というわけではないので非常事態を報知する非常警報設備等を設置する場合は、できる限り令9条かっこ書きの趣旨を生かし、全体に設置することが望ましい。

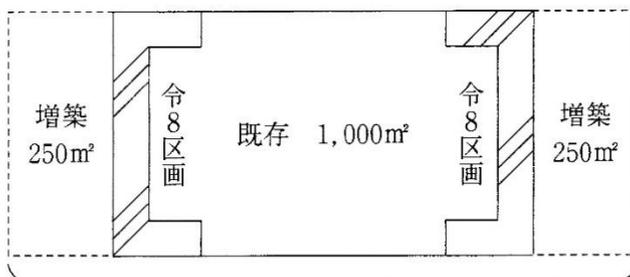
ア 令8区画を設けて増築等をした場合の消防法（以下「法」という。）第17条の2の5第2項第2号の関係

[例1]



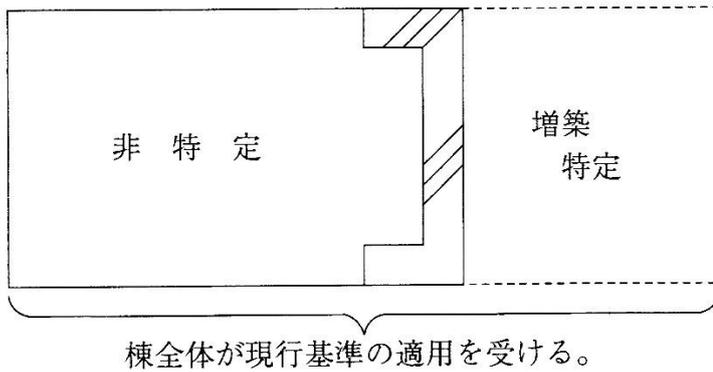
棟全体が現行基準の適用を受ける。

[例2]



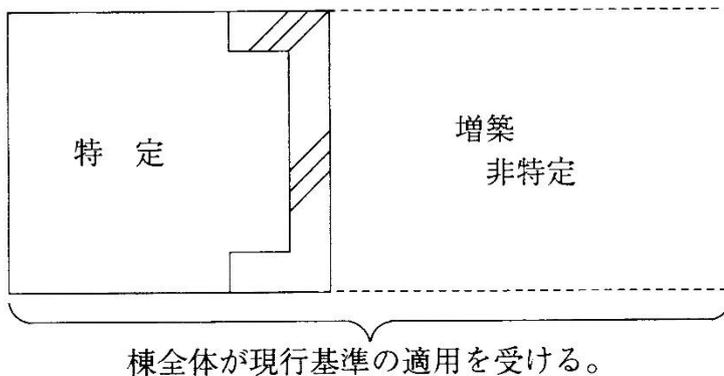
棟全体が現行基準の適用を受ける。

イ 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係
〔例1〕



※ 消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

〔例2〕



※ 消防用設備等の設置については、特定部分と非特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。